

千葉県立松尾高等学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念等について

・基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

・基本方針

学校は、教職員、生徒等から幅広く意見を聴取して、千葉県立松尾高等学校いじめ防止基本方針を策定する。内容については、千葉県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止対策委員会が中心に点検し、必要に応じて見直す。

・目的

基本方針は、いじめがいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

・定義

基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

・本校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

学校及び教職員は、いじめ問題への対応にあたり、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

・保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

保護者は、その保護する生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。

保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

2 学校いじめ対策組織について

・いじめ防止対策委員会

学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会の役割、構成等は以下の通りとし、協議内容に応じて柔軟に対応する。委員長は教頭、副委員長は生徒指導主事とする。

＜構成員＞

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、保健主事、教育相談係、養護教諭

*必要に応じて、担任、関係学年職員、情報関係職員、部活動顧問、保護者の代表、生徒の代表、警察、学校医、スクールカウンセラー（本校は現時点配置なし）、医療・福祉や心理関係などの外部専門家等とする。

3 いじめの未然防止について

・学校におけるいじめの防止

学校は、いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるという認識のもと、全ての生徒を対象に、いじめを生まない学校づくりに取り組む。

いじめ防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにすることであり、教職員は、以下の点に留意し、教育活動を行う。

- (1) 心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりをおこなう。
- (2) 居場所づくりや絆づくりをとおり、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校の雰囲気をつくる。
- (3) いじめ防止に関する講演、道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン等を計画的、組織的に実施し、意識を高めさせる。
- (4) 授業時間が生徒の過度のストレスにならないよう、自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与える取り組みをし、自己有用感を高めるような「わかる授業」を展開する。
- (5) 教職員の言動により、生徒によるいじめを助長したりすることがないこと、暴力や暴言のない学校づくりをすること、また、過度の競争意識や勝利至上主義が生徒のストレスを高め、いじめを誘発することがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

学校は、いじめを防止するため、保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって、生徒が自主的に行うものに対する支援、生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講ずる。

- (1) 学校は、生徒の自発的な活動（いのちを大切にするキャンペーン、いじめゼロ宣言、生徒会の活動、生徒からの提案等）を支援する。
- (2) 学校は、以下の機会を通し、「いじめ防止」の重要性を深く認識するための啓発その他必要な措置を講ずる。
 - ① 生徒 クラスのSHR・LHR、総合的学習の時間、集会等
 - ② 保護者 入学許可候補者説明会、PTA行事、保護者面談等
 - ③ 教職員 職員研修（校外・校内）

・いじめの防止等のための資質向上

学校は、教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等

のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。

研修の主な内容は、学校の「安全配慮義務」・「安全保持義務」である。

- (1) 学校側の一般的注意義務
- (2) 「いじめ」の本質を理解する義務
- (3) 生徒の動静把握義務
- (4) 実態調査義務・「いじめ」の全容解明努力義務
- (5) 「いじめ」防止措置義務
- (6) 保護者に対する報告義務、保護者との協議義務

4 いじめの早期発見について

・いじめの早期発見のための措置

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。いじめを発見した場合には、担任、学年主任、生徒指導主事を通し、管理職に報告する。

いじめは大人の目に着きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、以下の方法でいじめの認知及び実態把握に取り組む。なお、教職員は認知漏れの無いよう

情報共有に努める。担任は、教育相談係や養護教諭との連携に務める。

- (1) 生徒：定期的なアンケート調査（年3回実施。質問事項にインターネットを通じたいじめを含む。話す勇気や学校内外のいじめ相談窓口を明記。実施方法についての留意事項は別に定める）、休み時間などの授業時間外の日常の生徒観察、個別面談や教育相談
- (2) 保護者：保護者面談、保護者宛いじめ相談案内（いじめ相談窓口・電話番号を明記する）
- (3) その他：外部機関等からの情報提供等

5 いじめの相談・通報について

学校は、生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる相談体制を整備する。

相談窓口は、担任、副担任、学年主任、養護教諭、教育相談係等とする。

相談場所は、生徒相談室、保健室等とする。

学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮する。

・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学校は、在籍する生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

6 いじめを認知した場合の対応について

・いじめに対する措置

学校は、いじめの通報を受けたときその他生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、

生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を県教育委員会に報告する。

○ いじめの発見・通報を受けた後の対応

(1) 連絡・報告

発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

(2) いじめ防止対策委員会の招集（事実の確認方法の協議）

(3) いじめ事実の確認

(4) いじめ防止対策委員会の招集（事実の有無の判断、認定後の支援・助言等の協議）

(5) いじめを受けた生徒・保護者、いじめた生徒・保護者へ調査結果を通知

(6) 県に調査結果を報告

○ いじめを受けた生徒への聴き取りの際の留意点

(1) 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(2) 生徒の心情を理解した上で、学校が最後まで守り抜くことを伝え、複数の職員で聴き取りをし、全ての記録は保存する。

○ いじめを行った生徒や周囲の生徒への聴き取りの際の留意点

(1) 複数の職員で聞き取りをし、時間や場所等を考慮し、慎重・適切に事実確認等を行い、全ての記録は保存する。

(2) いじめを行った生徒が、いじめを受けた生徒や通報した生徒に物理的・精神的な圧力を加えないよう指導する。また、そのようなことがないか、生徒から情報を収集する。

学校は、事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒についていじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた生徒その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

7 指導について

○ いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援

(1) 生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、今後の対応について説明し、不安を除去する。

(2) 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。

(3) いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が安心して学習や学校生活に取り組むことができるよう環境の確保を図る。

(4) 状況に応じて、医療・福祉や心理関係などの外部専門家の協力を得る。

(5) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を提供する。

○ いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

- (1) 事実関係聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- (2) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (3) 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (4) いじめた生徒への指導の効果を上げるために、外部関係機関と連携をして対応する。
- (5) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け指導する。
- (6) 状況に応じて、医療・福祉や心理関係などの外部専門家の協力を得る。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) 見て見ぬ振りをする生徒等（傍観者）には、自分の問題として捉えさせる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (2) はやし立てる生徒等（観衆）には、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。
- (3) 学級全体では、話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような手段づくりを進める。

学校は、当該学校の教職員が支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは山武警察署と連携してこれに対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに山武警察署に通報し、適切に援助を求める。

・校長による懲戒、指導

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。また、必要に応じて、特別指導を加えることもある。いずれの場合も、事前に保護者に周知する。

8 重大事態への対応について

・重大事態への対処

学校は、次に掲げる場合には、その重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校又は学校の設置者の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。相当の期間とは10日程度を目安とする。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったとの申し立てがあったとき。

・重大事態発生後の対応

- (1) 連絡・報告

- ①校内 発見者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長→学校安全保健課 (043-223-4090)
- ②校外 基本は、校内と同じ、必要に応じて警察等関係機関 (山武警察署 0475-82-0110)
- (2) いじめ防止対策委員会の招集 (調査方法等の協議)
- (3) いじめ調査
- (4) いじめ防止対策委員会の招集 (対処等の協議)
- (5) 調査結果の報告

学校又は学校の設置者は、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

9 公表、点検、評価等について

・学校評価における留意事項

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価を行う。

このいじめ防止基本方針は、本校公式ホームページで公開することとする。内容は千葉県いじめ防止対策基本方針の策定とともに点検し、必要に応じて修正する。

いじめ防止に関する自己評価項目、いじめ防止基本方針、定期的な調査、相談体制、研修の実施等である。

附 則

(施行期日)

この基本方針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。